



平成30年7月豪雨により被災した家屋の代替家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

令和 年 月 日

広島市長 あて

平成30年7月豪雨（以下「豪雨」といいます。）により滅失し、又は損壊した家屋の代替家屋について、地方税法第352条の3又は同法附則第16条の3第10項の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

代替家屋	所有者(申告者)の住所又は所在地	電話 () -		
	所有者(申告者)の氏名又は名称			
	所有者の個人番号又は法人番号			
	被災家屋の所有者との関係			
	所在地			
	家屋番号		床面積	m ²
	取得年月日	年 月 日	共有持分	
	備考			

- 「代替家屋」とは、豪雨により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋をいいます。
- 代替家屋が共有物の場合は、備考欄にその持分を有する者の氏名（名称）、住所（所在地）及びその持分を記入してください。

被災家屋	所有者の住所又は所在地			
	所有者の氏名又は名称			
	所在地			
	家屋番号		床面積	m ²
	取得年月日	年 月 日	共有持分	

- 「被災家屋」とは、豪雨により滅失し、又は損壊した家屋をいいます。
- 特例の適用要件、添付書類等については、裏面を御覧ください。

公簿等の関係課への照会	特例の要件を満たしているか確認するため、担当市税事務所が各業務担当課へ照会することについて、 <input type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない
-------------	--

◎ 特例の内容と適用要件

- 1 特例の対象者
 - ① 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
 - ② ①の所有者が個人である場合におけるその相続人
 - ③ ①の所有者の三親等内の親族で、代替家屋に①の所有者と同居する方
 - ④ ①の所有者が法人の場合
 - ア 当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - イ 当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人
- 2 被災家屋の要件
豪雨により滅失し、又は損壊した家屋
- 3 代替家屋の要件
 - ① 被災家屋に代わるものと市長が認める家屋
 - ② 豪雨に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域に所在する家屋
- 4 代替家屋を取得した期間
豪雨の発生した日から令和7年3月31日まで
- 5 特例の内容
代替家屋のうち、被災家屋の床面積に相当する部分に係る固定資産税及び都市計画税について、取得後4年度分は2分の1を減額します。

◎ 添付書類

- 1 番号及び身元確認に必要な書類
個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出される際は、本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、次の書類を提示（郵送で提出される際は写しを添付）してください。

区 分	番号確認書類及び身元確認書類
マイナンバーカード をお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付される場合は、表面及び裏面の写しが必要です。
マイナンバーカード をお持ちでない方	① 番号確認書類 通知カード*、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限り、）などのうちいずれか1つ ※ 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致している場合は、個人番号を証明する書類として引き続きご利用いただけます。 ② 身元確認書類 運転免許証、パスポートなど 上記以外の身元確認書類については、その家屋が所在する区を担当する市税事務所家屋係又は税務室にお問い合わせください。

- 2 被災家屋が豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
（例：被災家屋の所在地の市町村長が発行する罹災証明書）
 - 3 被災家屋が存したことを証する書類
（例：被災家屋の平成30年度固定資産課税台帳登録事項証明書（被災家屋が共有物である場合には、共有持分を証する書類も必要となります。））
 - 4 特例の適用を受けようとする者が以下に該当する場合には、上記1及び2に加えてそれぞれ以下の書類が必要となります。
 - ① 被災家屋の所有者の相続人
相続人であることを証する書類（例：戸籍謄本）
 - ② 被災家屋の所有者の三親等内の親族であり、代替家屋に被災家屋の所有者と同居される方
被災家屋の所有者と同居していること及び被災家屋の所有者の三親等内の親族であることを証する書類（例：住民票の写し及び戸籍謄本）
 - ③ 被災家屋の所有者の法人を当事者とする合併法人又は分割承継法人
合併法人又は分割承継法人であることを証する書類（例：商業登記簿謄本）
- ※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

◎ その他

必要に応じて被災家屋の存した市町村へ問い合わせをさせていただきます場合があります。